

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I. 現状

(1) 地域の災害リスク

① 土砂災害

関ヶ原町内を流れる主な河川は、北から順に相川、藤古川、今須川の三河川がある。いずれの河川も急流であり、降雨の影響を受けやすい山地性の河川である。そのため、関ヶ原町内全域にて、土砂災害の危険性のある個所がある。よって、地域の災害リスクとして想定したい。

② 地震

岐阜県では、平成23年度、24年度において、県内に影響を及ぼす最大級の地震について、独自に被害想定調査を実施しており、関ヶ原町における被害想定は下記の通りである。地域の災害リスクとして想定したい。

図表 【被害想定結果】

	A 南海トラフ巨大地震			B 養老-桑名- 四日市断層帯地震			C 阿寺断層系地震			D 跡津川断層地震			E 高山・大原断層帯地震				
	午前 5時	午後 12時	午後 6時	午前 5時	午後 12時	午後 6時	午前 5時	午後 12時	午後 6時	午前 5時	午後 12時	午後 6時	午前 5時	午後 12時	午後 6時		
最大震度	6弱			7			5弱			5強			5弱				
液状化危険度 (PL>15の町域面積比率)	18%			24%			0%			0%			0%				
建物被害 (棟)	全壊			2,052			0			0			0				
	半壊			520			1,551			2			40			3	
火災による焼失 (棟)	0	0	0	10	12	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
人的被害 (人)	死者	1	0	1	111	43	65	0	0	0	0	0	0	0	0		
	負傷者	43	28	26	582	768	539	0	1	0	8	7	6	1	1		
	重症者	2	2	1	205	188	152	0	0	0	0	0	0	0	0		
	要救助者	2	1	2	293	146	190	0	0	0	0	0	0	0	0		
避難者 (人)	615			3,596			1			26			2				
帰宅困難者 (人)	64			-			-			-			-				

出典：関ヶ原町地域防災計画

③ 雪害

関ヶ原町は、太平洋気候区に分類され、夏季は南東からの湿った空気の影響で豊富な降水に恵まれる。また、気温が高く、蒸し暑い日が多い。一方、冬季は北西の風が卓越し、日本海からの多くの水蒸気が、山脈の途切れる隙間を通して南下する。このとき降水がもたらされ、ときとして多量の降雪となる。近年、多量の降雪が発生する雪害は減ってきているものの、関ヶ原町は豪雪地帯対策特別措置法の豪雪地帯として認定されている。R2年12月末の積雪の際には、停電、交通網の遮断が発生している。そのため、地域の災害リスクとして想定したい。

④ 感染症

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、関ヶ原町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 309事業者
- ・ 小規模事業者数 259事業者

<内訳>

業 種		商工業者数	小規模事業者数	立地状況等
商 工 業 者	農林漁業	3	2	町内に広く分布している
	建設業	49	48	
	製造業	73	62	
	運輸業、郵便業	8	7	
	卸売業、小売業	72	52	
	金融業、保険業	4	4	
	不動産業、物品賃貸業 (693駐車場業を含む)	13	13	
	学術研究、専門・技術サービス業	7	7	
	宿泊業、飲食サービス業 (75宿泊業を含む)	36	24	
	生活関連サービス業、娯楽業 (791旅行業、80娯楽業を含む)	24	23	
	教育・学習支援業	8	8	
	医療、福祉	4	4	
	複合サービス業	4	4	
	サービス業（ほかに分類されないもの）	4	1	

(3) これまでの取組み

① 関ヶ原町の取組み

- ・ 関ヶ原町地域防災計画の策定(平成27年度)
- ・ 関ヶ原町土砂災害ハザードマップの作成(平成26年度)
- ・ 関ヶ原町地震ハザードマップの作成(平成25年度)
- ・ 関ヶ原町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定(平成26年9月)
- ・ 避難訓練の実施(毎年 年1回実施 8月最終土曜日)
- その他、食料・生活必需品の備蓄等を行っている。

② 関ヶ原町商工会の取組み

- ・ 事業者 BCP の普及と防災域の啓発(商工会窓口チラシを常設)
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアル策定(令和3年1月1日)
- ・ 商工会自身の事業継続計画策定(令和2年9月17日)
- ・ 事業者 BCP に関する研修会に参加(令和元年12月16日)

II. 課題

I. 現状(1)地域の災害リスクにより、地域における災害分析を行った結果、多くの災害発生リスクを抱えており、事業所の立地条件等によって想定される被害は異なることが分かった。現状分析の結果、下記のような課題を抽出した。

(1) 事業継続意識の向上と事業者 BCP 策定

関ヶ原町においても災害の発生が想定されるものの、厳しい経営環境の中で、小規模事業者の多くは、限られた経営資源で多様な経営課題に対応せざるを得ないため、災害への事前対策が後回しになりがちであり、事業者 BCP 作成への関心が低くならざるを得ない状況にある。また、事前対策等のノウハウがないことから、具体的に何にどのように取り組めばいいのか分からない状況にある。加えて、現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いている中で事業活動を行うことが求められており、感染症に対する対策も手探りの状態である。

関ヶ原町においては、小規模事業者が地域の経済・社会等において非常に重要な役割を担っており、事業の継続性を少しでも高めることが重要となる。そのため、様々な地域の災害及び感染症のリスクを想定した事前対策・早期普及等が重要になってくる。

よって、小規模事業者が地域の災害リスクを認識した上で、事業継続への意識を高める啓発活動が不可欠である。また、具体的な対策等を取りまとめた事業者 BCP を策定する必要がある。

(2) 商工会職員の支援スキルの習得

商工会はこれまで、経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じて、事業者の経営環境整備や事業収益確保に向けた支援に取り組んできてきた。しかし、地域の災害リスクを想定した事業継続に係る支援実績を有しておらず、支援するための知識や経験を有していない。

そのため、小規模事業者にとって効果的かつ効率的な事業継続に係る対策を支援して行くためには、商工会職員が一定の支援スキルを習得する必要がある。

(3) 災害発生時の体制強化

商工会自身の事業継続計画の策定から間もないこともあり、現時点においては自然災害発生時における機能発揮が不安視される。また、関ヶ原町商工会においては、関ヶ原町をはじめ各関係機関との具体的な連携体制が整備されていない。

そのため、有事において商工会活動の早期復旧及び関係機関との情報共有を図ることができるよう体制を整備する必要がある。

Ⅲ 目標

自然災害等の発生時においても、影響を最小限に止め事業継続を実現できる小規模事業者を数多く創出することで、地域の経済と雇用の維持安定を目指したい。その実現に向け、事業継続に資する事業者 BCP の策定支援を強化する。また、災害発生時においては迅速な商工会活動の復旧と関係機関との連携体制の構築を図りたい。

(1) 事業継続意識の向上と事業者 BCP 策定

巡回・窓口指導を通じて、事業活動に影響を与える自然災害リスクを周知し、事前対策への意識を醸成するとともに、専門家との連携を図りながら事業所立地や経営状況など個社の環境に則した事業者 BCP の策定を支援する。

【目標件数】

- ・ 事業継続に関する巡回指導件数：年12回
- ・ 事業者 BCP 策定支援事業者数：年3事業者
- ・ 事業者 BCP 策定事業者数：年1事業者

(2) 商工会職員の支援スキルの向上

事業者 BCP 策定の推進にあたって必要となる一定のスキルを習得するため、岐阜県商工会連合会等が開催する研修会に参加し、体系的な知識を得る、また、専門家との支援連携時において具体的な策定支援手法を習得する。

(3) 災害発生時の体制強化

災害発生時において商工会活動の一刻も早い再開に向け、商工会自身の事業継続計画の確実な運用がなされるよう、定期的な訓練実施と計画内容のブラッシュアップに取り組む。また、関ヶ原町と関ヶ原町商工会とが被災状況や発生後対応に関する情報を共有できるよう、緊急時における具体的な連携体制を整備する。

※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

関ヶ原町商工会と関ヶ原町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①啓発活動

- ・巡回指導時等に、ハザードマップ、新型コロナウイルス感染症に係る業種別ガイドライン等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクを周知するとともに、事前対策の必要性を訴える。
- ・定期的に発行する会報誌において、国の施策やリスク対策の必要性、損害保険の概要を紹介する。また、岐阜県商工会連合会から提供されるチラシ等の普及ツールを活用し、窓口相談時等においても普及を図る。
- ・商工会青年部、女性部等の各種団体活動において、事業所 BCP 策定や訓練等の取組み事例などを紹介する。

②事業者 BCP 策定支援

- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP の策定による実効性のある取り組みの推進や効果的な訓練等について指導及び助言を行う。必要に応じて、岐阜県商工会連合会の事業継続力強化支援事業の専門家派遣制度を活用し、十分な知見を有する専門家からの助言を受けながら策定支援を進める。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・関ヶ原町商工会は、令和2年9月に事業継続計画を作成しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1回の定期的な訓練実施と内容のブラッシュアップを行っていく。

3) 関係団体との連携

- ・岐阜県商工会連合会の共済担当課と連携を図り、福祉共済、火災共済、ビジネス総合保険など自然災害リスクへの備えとなる各種保険制度の情報を提供するとともに、共済加入相談に対応する。

4) フォローアップ

- ・策定した事業者 BCP の取組状況を定期的に確認するとともに、必要に応じて専門家を招き計画の見直しや訓練実施方法について助言を行う。
- ・災害発生リスクが高いものの、事業者 BCP を策定していない事業者については、巡回等で声掛けを行い、リスクの認識と事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者 BCP の策定へとつなげていく。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、関ヶ原町役場地域振興課担当者と関ヶ原町商工会法定経営指導員が年1回程度情報共有等を図る。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(マグニチュード6.0の地震)が発生したと仮定し、年1回、関ヶ原町との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

< 2. 発生後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対応の実施可否の確認

①自然災害の際の対応

- ・発災後1時間以内に、安否確認リストを基に電話、ショートメール等により職員の安否確認を行う。
- ・事務所建物の損壊状況、ライフラインの状況(電気、ガス、水道、通信など)、周辺道路や家屋の被害状況について確認する。
- ・発災当日中に商工会事務所及び周辺道路の被害状況を関ヶ原町商工会と関ヶ原町で共有する。

②感染症の際の対応

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事務所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、商工会自身の新型コロナウイルス感染症に係る予防・対応マニュアルに基づき、感染症対策を行う。

2) 応急対応の方針決定

- ・関ヶ原町商工会と関ヶ原町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

<被害規模の目安は以下を想定>

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡がとれない。もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡がとれない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、関ヶ原町商工会と関ヶ原町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～1カ月	1日に1回共有する
1カ月以降	2日に1回共有する

- ・窓口

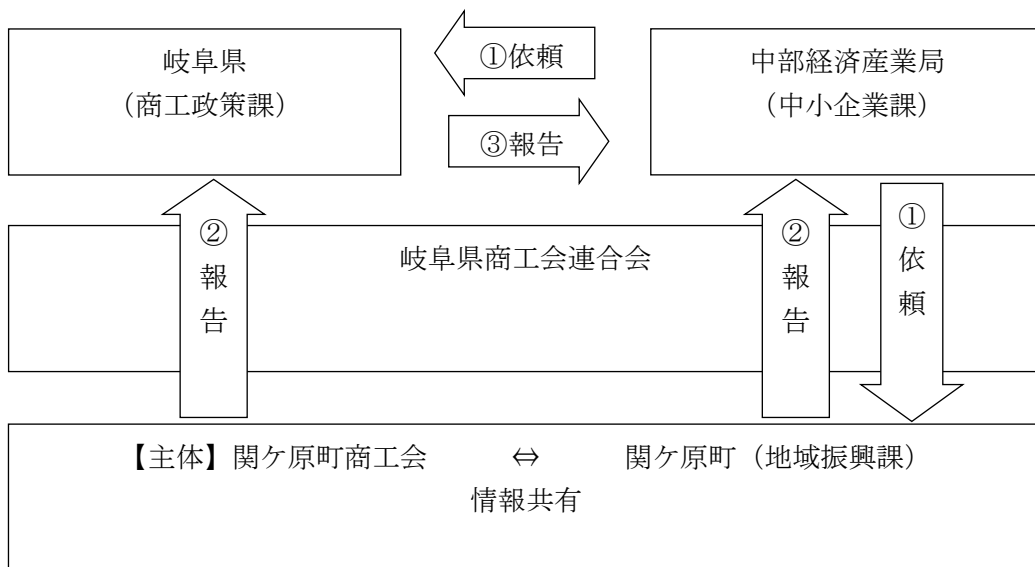
団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
関ヶ原町	地域振興課長	商工観光係長
関ヶ原町商工会	事務局長	法定経営指導員

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

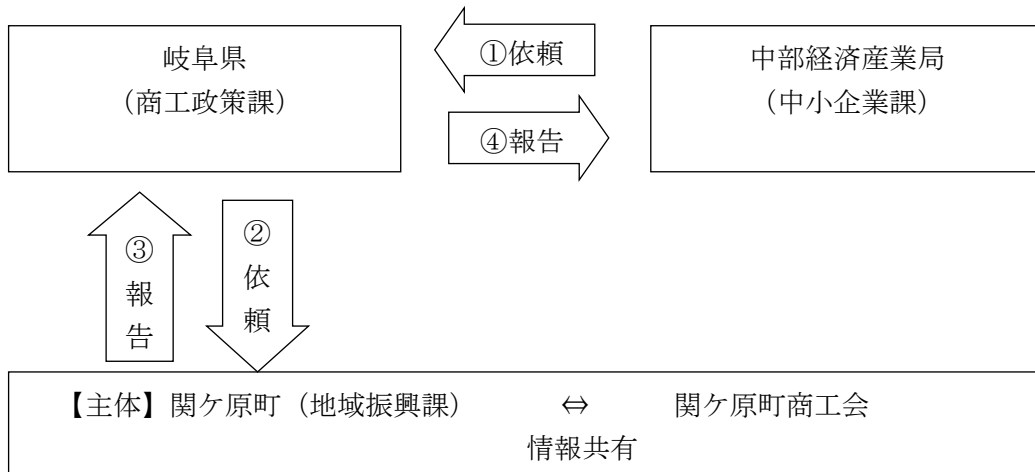
- ・自然災害等発生時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・関ヶ原町商工会と関ヶ原町が共有した情報を、岐阜県の指定する方法にて、関ヶ原町商工会又は、関ヶ原町より県商工政策課へ報告する。

<被害情報の流れ>

(初動対応)



(被害実態の把握)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、関ヶ原町と相談する(関ヶ原町商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(行政の施策)について、地区内小規模事業者へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響の受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針にしたがって、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

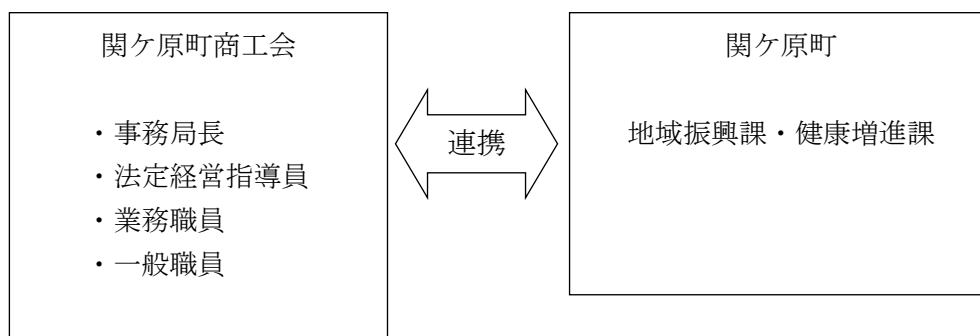
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和3年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 野原淳平(連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会/商工会議所

関ヶ原町商工会

〒503-1501 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2682番地の2

TEL: /FAX: 0584-43-0270/0584-43-1591

E-Mail: sekigahara@ml.gifushoko.or.jp

②関係市町村

関ヶ原町役場 地域振興課

〒503-1592 岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原894番地の58

TEL: /FAX: 0584-43-1111/0584-43-2120

E-Mail: chiikishinko@town.sekigahara.gifu.jp

※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	350	350	350	350	350
1. 普及・啓発費 ポスター、チラシ印刷費	50	50	50	50	50
2. 個社支援・ 専門家派遣費 専門家謝金、 旅費	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入など

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等